
令和元年度(2019年度) 指定障害児通所支援事業者集団指導

令和元年(2019年)7月5日(金)
八王子市福祉部指導監査課 障害担当

本日の内容

- 1 市の指導監査について 3
- 2 障害児通所支援事業の主な文書指摘事項
（平成29年度 東京都実施結果） . . . 10
- 3 虐待の防止に対する取組について . . . 11
- 4 業務管理体制の届出について 13

※本資料中「法」とあるのは、特記がない限り児童福祉法（昭和22年法律164号）を指します。

1 市の指導監査について

障害児通所支援事業所の指定権限が、平成31年(2019年)4月1日に都道府県から中核市へ移譲されました。

本市では、人員、設備及び運営の基準に関する条例を制定し、これに基づき指定障害児通所支援事業所に対する指導を行うこととなります。

(1) 指導監査の目的

法令等で定める最低基準及び指定基準等(以下、「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費(障害児通所給付費)等の支給の適正化を図り、本市における障害者福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 指導について

基準等に定めるサービス内容(人員、設備、運営)及び障害児通所給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行います。

1 市の指導監査について

ア 指導形態及び実施方法

指導形態には、集団指導と実地検査の2種類があります。

(ア) 集団指導

- ・集団指導は、障害児通所給付費等の給付にかかる事務、請求、制度改正及び過去の実地検査における指導事例について、講習等の形式で行います。

(イ) 実地検査

- ・実地検査は3年に1度を目途に実施します。
- ・検査に当たっては、原則として検査の2週間前に実施通知を送付します。

※場合によっては、当日交付することもあります(臨時検査)。

- ・検査を効率的に行うため、検査日1週間前に、書類(名簿兼勤務表、運営規程、重要事項説明書、利用契約書、事業所パンフレット等)の事前提出をお願いしています。
- ・事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行います。

1 市の指導監査について

- ・実地検査の結果、改善を要すると認められる事項があった場合、文書にてその旨を通知します。
- ・改善を要すると認められる事項の内容によって、文書指摘及び口頭指導があります。

文書指摘	・福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）
口頭指導	・福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合） ・福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合

また、法令及び通達等のいずれにも適合する場合であっても、水準向上が必要と判断するときは、助言指導を行うことがあります。

- ・文書により改善を指摘した場合は、原則として結果通知後30日以内に改善状況報告書の提出を求めます。

1 市の指導監査について

イ 実地検査後の措置

- ・サービス内容又は障害児通所給付費等の請求等に関する誤謬を確認したときは、自主返還等を行うよう指導します。
- ・文書指摘事項及び改善状況については、原則として市のホームページに掲載し、市民に広く情報を提供します。
- ・改善が不十分な場合は、必要に応じて、再度、実地検査等を行います。
- ・監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行います。

1 市の指導監査について

(3) 監査について

サービス内容が不当である場合、障害児通所給付費等の請求に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切に措置することを主眼として実施します。

ア 実施方法

監査は、実施通知を交付した上で、以下の方法で行います。

- ・事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出・提示を命じる。
- ・出頭を求めて関係者に対して質問する。
- ・事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

1 市の指導監査について

イ 監査後の措置

(ア) 行政上の措置

① 勧告(法第21条の5の23第1項、第2項)

従業者の知識や技能、人員について基準に適合していない場合や、設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業を運営していないと認められる場合等には、当該事業者等に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告し、これに従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

② 命令(法第51条の5の23第3項)

勧告を受けた事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる場合があります。

1 市の指導監査について

③ 取消等処分(法第21条の5の24第1項各号)

事業者等が指定の取消等の事由に該当すると認められる場合には、聴聞・弁明の機会を付与した上で、指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止します。

(イ) 経済上の措置(法第57条の2第2項)

偽りその他不正の手段により障害児通所給付費等を受けた場合、区市町村は、支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができます。

(ウ) 行政上の措置の公表等(法第21条の5の23第4項、法第21条の5の25)

命令又は取消等処分を行ったときは、その旨を公示します。

2 障害児通所支援事業の主な文書指摘事項 (平成29年度 東京都実施結果)

文書指摘事項	件数
障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと	55
業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること	26
欠席時対応加算の算定が不適正なので是正すること	13
通所給付費の額について通知を行うこと	11
個別支援計画未作成減算を適正に算定すること	9
サービス提供に係る記録及び確認を適正に行うこと	8
その他	107(延べ)
合 計	229

出典:「平成30年度指定障害児通所支援事業者集団指導」(平成31年(2019年)3月8日
東京都実施) 資料

3 虐待の防止に対する取組について

障害者虐待防止法第15条では、

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

と規定しています。また、八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第3条第4項で、

指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

と規定しています。

上記の法令等に基づき、事業者等には、障害者虐待の防止等のために必要な措置を講ずることが義務付けられています。

3 虐待の防止に対する取組について

虐待の防止に対する取組みとして、

- ・運営規程において、虐待の防止のための措置に関する事項を定めておかなければなりません。
- ・職員会議等、機会ある毎に虐待の防止について周知徹底させるだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書やパンフレットを通じて周知することが必要です。

さらに、具体的には、

- ア 虐待等防止のための責任者の選任や内部組織（虐待防止のための委員会等）の整備
- イ 虐待防止ツール（虐待防止規程、マニュアル・チェックリスト、フローチャート等）の整備
- ウ 虐待防止や人権意識を高めるための研修等を通じた人材育成等の環境整備

を進めることとなります。

4 業務管理体制の届出について

(1) 業務管理体制の概要（法第21条の5の26第1項）

指定障害児通所支援事業者には、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制（業務管理体制）の整備が義務付けられています。

具体的には、

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていることのほか、開設する事業所等の数に応じ、

- ・法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備
- ・外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

4 業務管理体制の届出について

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出(法第21条の5の26第2項)

平成31年(2019年)4月1日から、中核市(八王子市)内のみに指定障害児通所支援事業所を開設する事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先が、東京都知事から八王子市長となりました。

指定申請の際に業務管理体制の届出を提出しているかどうか、改めて確認してください。

なお、下記に該当する指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の届出先は変更ありません。

- ・八王子市の他に、東京都内のみ障害児通所支援事業所が所在する場合(届出先は東京都知事)
- ・2以上の都道府県に障害児通所支援事業所が所在する場合(届出先は厚生労働大臣)

4 業務管理体制の届出について

(3) 業務管理体制の整備に関する検査(法第21条の5の27)

業務管理体制の届出を受理する権限が中核市に移譲されたことに伴い、該当する事業所の業務管理体制の整備に関する検査については、中核市で実施します(届出先が都道府県知事または厚生労働大臣となっている事業所を除く)。

業務管理体制の整備に関する状況は、実地検査の中で確認します。